こととなります。

- ③ 調査受付窓口がモデル事業の対象として受諾した場合、解剖の準備へのご協力と、診療録、X線フィルム等必要な資料のコピーを提出いただきます。また必要に応じ、モデル事業担当者により、当該事案の関係者に対する聞き取り調査を実施します。
- ④ 解剖は、解剖担当医(法医、病理医)とモデル事業の関係診療科担当医師(臨床立会医)等の立ち会いの下で行います。患者様ご遺族、医療機関関係者は解剖に立ち会うことができません。
- ⑤ 解剖後はご遺体を清拭し死化粧を施すなど、礼を失わないように配慮しますが、医療機関のご協力をいただく場合があります。
- ⑥ 解剖担当医は、解剖当日に死体検案書(または死亡診断書)を作成し、患者の ご遺族と医療機関にお渡しします。死体検案書を修正した場合、ご希望に応 じてお渡しいたします。後日、解剖所見を整理、検討し、解剖結果報告書を 作成します。なお、解剖した結果、死体について犯罪と関係のある異状があ ると認めたときは、患者様ご遺族、医療機関に対しその旨をご連絡した上で、 死体解剖保存法 11 条に基づき警察に届けます。
- ⑦ 解剖結果と臨床面での調査をもとに、モデル事業担当医師や看護師、法律関係者等により構成される地域評価委員会において診療上の問題点と死亡との因果関係の評価を行います。その際、医療機関の調査委員会にご協力いただく場合があります。
- ⑧ また、医療機関はモデル事業における調査に協力すると共に、医療機関内の 調査委員会においても、事例発生の要因の調査及び再発防止策等を検討する 必要があります。

平成18年の改正医療法において、「病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより・・(中略)・・医療の安全を確保するための措置を講じなければならない」となっており、厚生労働省令では、安全管理のための体制の確保として、入院・入所設備を有する医療機関においては「委員会を開催すること」とされております。この委員会のでは、

「重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに従業者への周知を図ること」(平成19年3月30日医政発第0330010号)とされています。

- ⑨ 地域評価委員会において通常約6ヶ月で評価結果報告書を作成し、医療機関 へご報告いたします。報告書の内容については、原則として患者様ご遺族と 医療機関に対して同一機会に説明します。
- ⑩ (社)日本内科学会内に設置された運営委員会にて、評価結果報告書をもと に今後の予防策、再発防止策について検討されます。
- \* 注:患者の遺族とは、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これら